

問 8

工事の丸投げ(一括下請負)とは

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。(建設業法第22条)

◆一括下請負とは◆

●請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

●請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められないものが該当します。

発注者

元請負人

下請契約

一次下請負人

下請契約

二次下請負人

一括して人に請け負わせてはいけません。
(建設業法第22条第1項)

一括して人から請け負ってはいけません。
(建設業法第22条第2項)

下請負間でも一括下請負は禁止!

**一括下請は、公共工事については全面禁止！
民間工事についても原則禁止！**

●一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条)

●民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。(建設業法第22条第3項)
なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事(多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事)についても一括下請が全面禁止されることとなりました。

下請としてきちんと仕事をしていても処分されるの？

一括下請負は、下請工事の注文者(元請負人)だけでなく
下請負人も監督処分の対象になります。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

「**実質的に関与**」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。

また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門工種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことをいいます。

（「一括下請負の禁止について」平成4年12月17日 建設省通知）

【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

● 自社の技術者が下請工事の

- | | |
|------------|--------------|
| ① 施工計画の作成 | ② 工程管理 |
| ③ 出来形・品質管理 | ④ 完成検査 |
| ⑤ 安全管理 | ⑥ 下請業者への指導監督 |

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

● 発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

- | | |
|-------------|------------|
| ⑦ 発注者との協議 | ⑧ 住民への説明 |
| ⑨ 官公庁等への届出等 | ⑩ 近隣工事との調整 |

等について、**主体的な役割**を果たすことが必要

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、**原則として営業停止処分により厳正に対処**するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を**実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外**することとしています。